

内部質保証の方針 別府大学

1. 基本的な考え方

本学の建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを達成するため、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組み、自らの教育・研究活動の質を確認、保証し、その成果を公表することで社会に対する説明責任を果たしていく。

2. 内部質保証の組織体制

(1) 内部質保証の実施

①全学内部質保証推進会議

大学全体の内部質保証に責任を負う組織は、学長を議長とし、各学部長、各研究科長、各学長補佐、各学科長、図書館長、大学事務局長及び各部長を構成員とする大学企画運営会議（以下「運営会議」という。）としている。この運営会議において、各学部・研究科・その他の組織における点検・評価内容について、全学的観点から検証、支援、助言を行う。全学共通の教育目標の設定、全学共通の自己評価項目の設定及び点検、全学的観点からの自己評価の実施、全学的観点からの教育研究活動の改善に関することを審議する。

(2) 教育プログラムの点検・評価

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、アセスメントポリシーに従って教育プログラム等の毎年の点検や定期的な点検・評価を行う。

定期的に学外有識者を構成員とする学長諮問会議を開催し、本学の教育、研究、組織及び運営、ならびに施設設備の状況について、学長諮問会議で教育研究活動等の改善について審議し、大学企画運営会議及び教授会に報告する。

(3) 学修環境・学生支援の点検・評価

学生が学修を行う施設・設備や資源等の学修環境、ならびに学生の学修等の相談・助言等の学生支援の施策の状況について、継続的な改善・向上を行うために、点検・評価を行う。

3. 教職員の能力の保証と開発

教育研究活動を担う教員と教育支援及び学生の学修支援業務にあたる教職員の能力を保証し、育成・能力向上をするための方策を継続的に行う。

4. 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証

大学や学部・研究科の使命や目的を実現するため、上記の点検・評価の結果を総合し、また、必要に応じて全学のテーマ別の点検・評価を行うこと等により、大学や学部・研究科の教育研究活動がその使命や目的に照らして適切に行われ、成果を上げていることを検証する。